

組合士

アラカルト

神奈川県福祉共済協同組合 運営管理担当
お客様相談室 課長



山田 明さん
akira yamada

組合運営の スペシャリストとして

神奈川県福祉共済協同組合は、神奈川県内の中小企業者向けの共済事業を実施している事業協同組合である。同組合の前身である「財団法人神奈川県経営者福祉振興財団」は、昭和47年に「神奈川県経営者共済会」として共済事業を開始後、50年に神奈川県から公益法人の許可を受けた。平成19年には、事業分割のため「神奈川県福祉共済協同組合」が設立され、以来財団と組合が相互協力のもとで事業を展開している。

●「組合員のため」が大前提

同組合運営管理担当・お客様相談室課長の山田明さんは、16年11月に同財団に入職、共済の事務担当を経て協同組合の設立、組合運営に携わってきた。18年施行の改正保険業法、公益法人制度改革という大きな変革にあっては、法改正に係る対応業務も担当した。

「改正法では、公益法人が行う共済事業も保険業法の規制を受けることになり、組織体のあり方を見直さなくてはならなくなりました。我々の共済は相互扶助の精神に基づき、非営利組織で運営していましたから、基本理念を変えることなく、共済事業を続けていくための議論を重ねました」と振り返る。

山田さんは、財団内に組織された「公益法人改革対策室」に18年10月から配属され、翌19年2月には中小事業者共済の安定的な運営組織として「神奈川県福祉共済協同組合」の創立総会を開催し、翌3月の設立に

携わった。

「当時は、上司と2人で、協同組合に関するたくさん
の書籍や資料を読み漁りました。大変でしたが、貴重な
経験となりました」

●常にプライドを持って

多忙を極めた年だったが、組合士の検定試験を受験、
合格したのも19年、33歳の時だった。

「確かに忙しかったのですが、立ち上げたばかりの
協同組合を運営していくことに、とにかく必死でした。
法を読み、政省令を確認し、逐条解説で理解を深める
といった一連の作業を進めていくことで、結果として
協同組合法の全体についても体系的に学習することが
できたと思います。まずは、率先して『1組合1組合
士』を達成しました」と胸を張る。

「組合士の資格取得後もプライドを持って活動を続
けていきたいと思い、名刺でもアピールしています。
組合士は『協同組合運営の経験と専門知識を備えたス
ペシャリスト』であると自認しています」

神奈川県中小企業組合士会に所属して、他業種の多
くの組合士と知り合えたことも大きな収穫だった。

「書籍からでは得られない協同組合の歴史と生の声
とを大先輩から直接聞けることにも感謝しています。
右肩上がりの時代と困難な時代の両方を経験された方
も多く、協同組合の理念や存在意義など、本質的なと
ころを聞くことができます。これは得難い体験です
ね」

●組合法の「基礎の基礎」を学んで

復調の兆しの一部が見えてきたとはいえ、日本経済
を取り巻く環境は依然として厳しい。こうした中で、
山田さんは共済事業の存在感を重視する。

「我々を必要とする皆様に向けて的確に共済事業を
推進し、組合員の皆様の事業や生活、福利厚生を補完
することこそが使命だと思っています」

民間事業とは一線を画し、協同組合として組合員の
ために事業を続けることの意義も、組合法を学ぶこと
で理解できたという。

「若い方には組合士を目指してぜひ受験していただ
きたいですね。特に組合法の『基礎の基礎』の部分の
学習をおろそかにしないことがとても大切です。基本
と原則を押さえることができれば、結果として合格に
つながりますし、もちろん業務にも役に立ちます。何
よりも、自分自身の成長のためにがんばっていただき
たいと思います」

混迷する時代に「組合の存在意義」を学ぶ機会とし
ても、検定試験は有効といえそうだ。